

租税訴訟学会名古屋支部研修会のご案内

令和6年5月吉日

租税訴訟学会会員 各位
一般会員 各位

租税訴訟学会
名古屋支部長 相羽 洋一
事務局長 川口 直也

新緑の候、ますますご発展のほどお喜び申し上げます。

租税訴訟学会名古屋支部におきましては、研修会を下記のとおり開催いたします。

本研修受講者には、名古屋税理士会・東海税理士会の研修として単位（税理士会認定研修3.5時間）が付与されます。

（名古屋税理士会・東海税理士会以外の税理士会については、参加頂いた先生方において受講申請を行って頂く必要があります。）

会員の皆様は元より、弁護士各位、税理士各位、大勢の方のご参加をお待ちしております。

記

【研修会】 日時 令和6年6月4日（火） 午後1時30分～5時
場所 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター） 904会議室
（〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 TEL052-571-6131）

参加費 会員 無料 会員外 1000円

テーマ 「 所得税法の所得区分について、判例・裁判例からの検討
-給与か事業・雑か、そして事業か雑かを中心に- 」
*レジメ配布予定

講師 税理士 長島弘 先生 （立正大学 法学部 教授）

令和6年6月4日（火）の租税訴訟学会名古屋支部 研修会に

参加する （ 会員 ・ 会員外 ）

【 税理士（登録番号_____所属_____税理士会） ・ 弁護士 】

どちらかに〇印をしてください

氏名 _____

恐れ入りますが、5月28日（火）までに、弁護士川口直也宛にご回答いただけますようお願い申し上げます。（FAX052-229-8805）

参加される皆様におかれましては、以下の点を充分御確認のうえ、御来場ください。

- ・発熱や咳等、風邪の症状がある方、又は体調に御不安のある方については、参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・参加される場合は、可能な限り、マスクの持参、着用及び咳エチケットへの御理解・御協力をお願い申し上げます。

※ 皆様への感染予防を最優先に考え、会場スタッフがマスクを着用させていただく場合がございます。予め御了承ください。

※ 今後の社会の情勢により、研修会を中止又は延期させていただくことがあります。中止又は延期等の場合は、租税訴訟学会のHP等にてご連絡させていただきます。

何卒、御理解と御協力のほど宜しくお願いいたします。